

長野県森林づくり県民税の概要について

1 長野県の森林の現状と課題

(1) 森林の役割

● 森林は「緑の社会資本」です

森林は、私たちの安全・安心な暮らしには欠くことのできない社会共通の財産、「緑の社会資本」です。

森林には、県土の保全や水源のかん養など県民の暮らしを広く支える働きをはじめ、保健休養の場の提供、多種多様な生き物の生息・生育する場として自然環境を守る機能、木材をはじめとする林産物の供給機能、さらには地球温暖化の防止等地球規模での環境を保全する機能など多様なものがあり、このような働きは、森林の多面的機能といわれています。

また、森林から生産される木材は、二酸化炭素を炭素として固定しており、さらには再生産可能な資源であることから、木材を育成・利用することは地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与するものです。









長野県の森林の公益的な機能をお金に換算(国の計算方法に基づく県の試算)すると、年間で3兆681億円になります。県民一人あたり年間約140万円相当の恩恵を受けていることになりま

トピックス ①

木材の利用も地球温暖化防止に役立っています

木材は他の材料と比べて加工時の炭素放出量が格段に少なく、また、住宅や家具などに形を変えても長期間炭素を固定し続けることから、木材を利用することも大気への二酸化炭素の放出を減らすのに役立っています。

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	 6 炭素トン	 1.5 炭素トン	 1.6 炭素トン
材料製造時の炭素放出量	 5.1 炭素トン	 14.7 炭素トン	 21.8 炭素トン

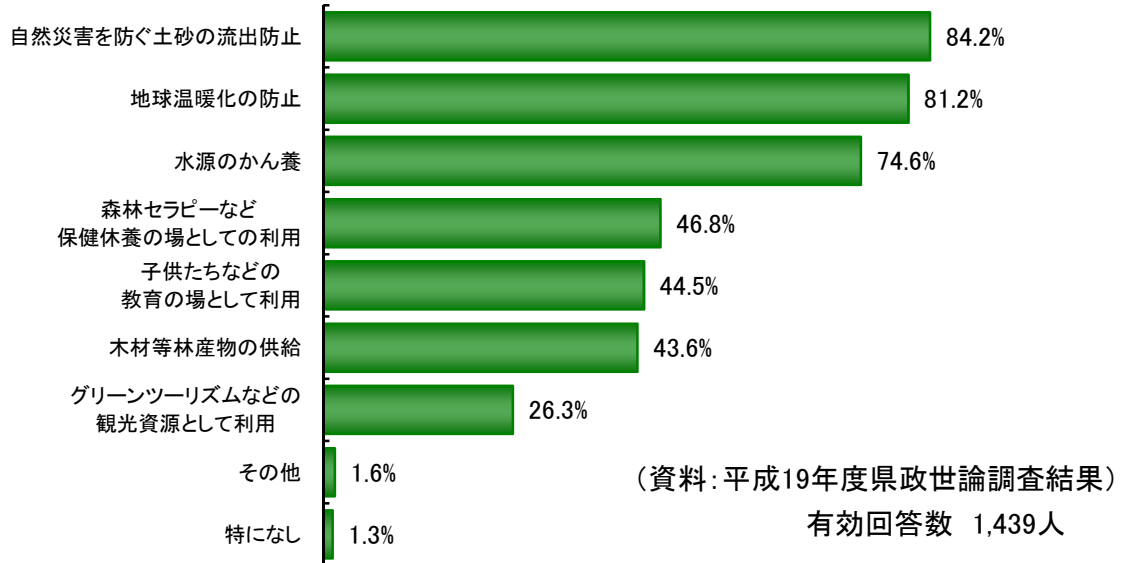
資料：「炭素ストック、CO₂放出の観点から見た木造住宅建設の削減」木材工業Vol.53, No.4, 1998

「森林・林業白書(平成21年版)」林野庁

1 長野県の森林の現状と課題

◆県民の森林に期待する役割

●「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」、「地球温暖化の防止」に8割以上が期待

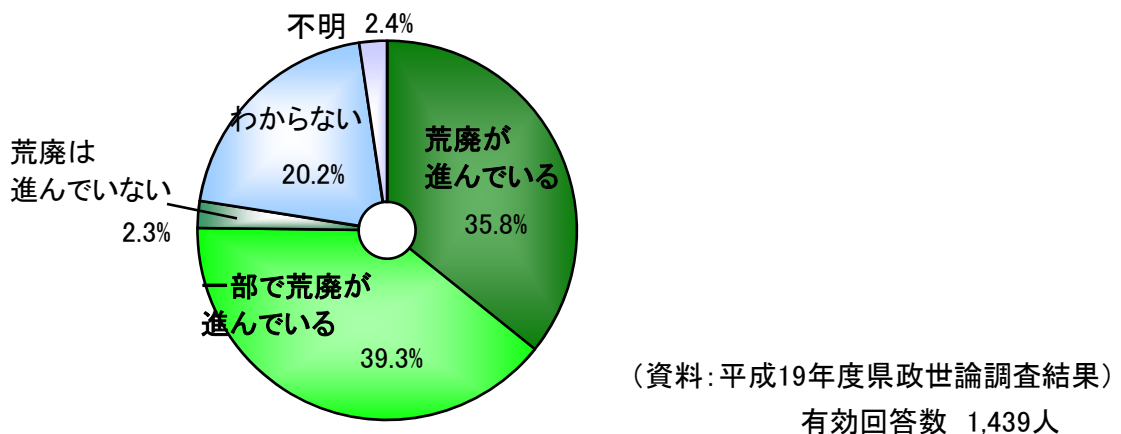


平成19年度に行った県政世論調査の中で、森林の役割について何を期待するかという設問を設けました。その結果、「自然災害を防ぐ土砂の流出防止」や「水源のかん養」といった森林の公益的機能に多くの期待が寄せられています。

特に近年は、二酸化炭素を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与する森林の役割への期待も高まっています。

◆森林の現状に対する認識

●「一部整備が進んでいるが、まだ一部で荒廃している」と約4割が認識



同様に県内の森林の現状についてお聞きしたところ、「整備が進まず、荒廃が進んでいる」と「一部整備が進んでいるが、一部で荒廃している」の回答が合わせて75%以上を占め、多くの県民が森林の荒廃が進んでいると感じています。

1 長野県の森林の現状と課題

(2) 森林の現状と課題

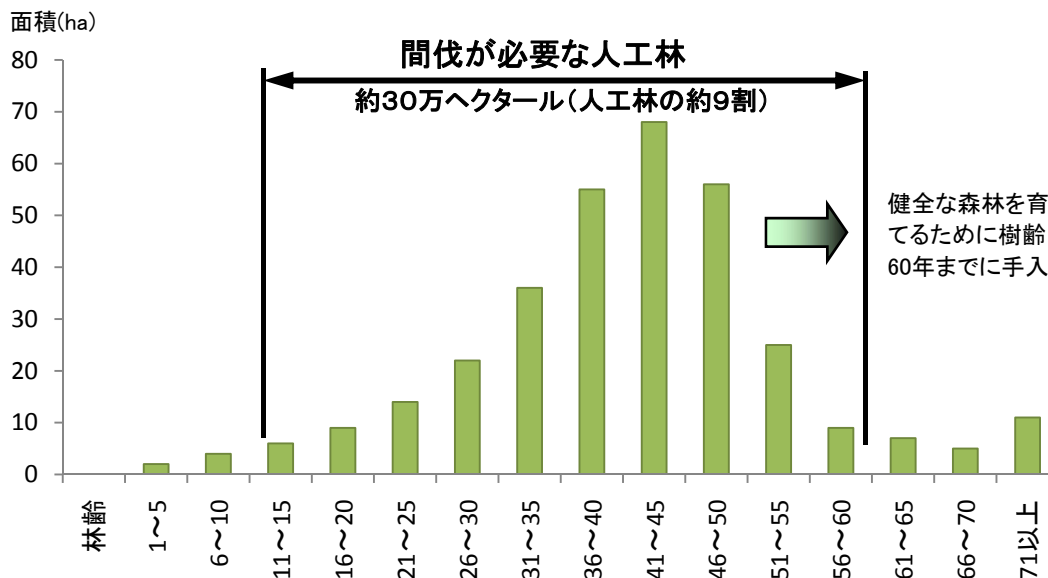
● 森林は適切な整備が必要です

県内の民有林では、昭和20年代半ばから40年代にかけて、カラマツなどの針葉樹の植栽が進められ、約33万haの人工林が造成されました。

これにより、戦後の山村地域での雇用対策にも貢献し、伐採跡地の植林放棄地が解消され、森林が再生したことで流域の洪水発生頻度が低減されるなどの成果がありました。

人工林では、その多面的な機能を持続的に発揮させるためには、植栽を行って以降、木材としての利用期に至るまでの間、下刈、除伐、間伐などの保育を行っていく必要があります。現在は本格的な間伐を中心とした育成段階となっています。特に森林の機能を十分発揮させるためには、成長の盛んな11年生頃から60年生までの間において、適正な密度本数となるよう3回から5回程度の間伐が必要となります。

現在、間伐期の人工林は約30万haありますが、その多くが36年生から50年生に集中していることから、今後約10年間のうちに確実に間伐を実行する必要がある、先送りの出来ない時期を迎えています。



また、里山については、かつては燃料や肥料の採取場所として、地域住民の日常生活の中で継続的に利用されていましたが、化石燃料がエネルギーの主体となったことなどにより利用されなくなり荒廃が進んでいます。森林と人との関係が希薄になったことが、野生鳥獣が人里に現れて農作物に被害を及ぼす一因になっていると考えられています。

さらに近年、局地的な豪雨が頻発するなど、激甚な災害が発生しており、山地災害から生活の安全と安心を確保することが求められています。

森林のもたらす様々な恩恵を将来にわたって享受できるようにするためには、森林の適切な整備・保全が必要となっています。

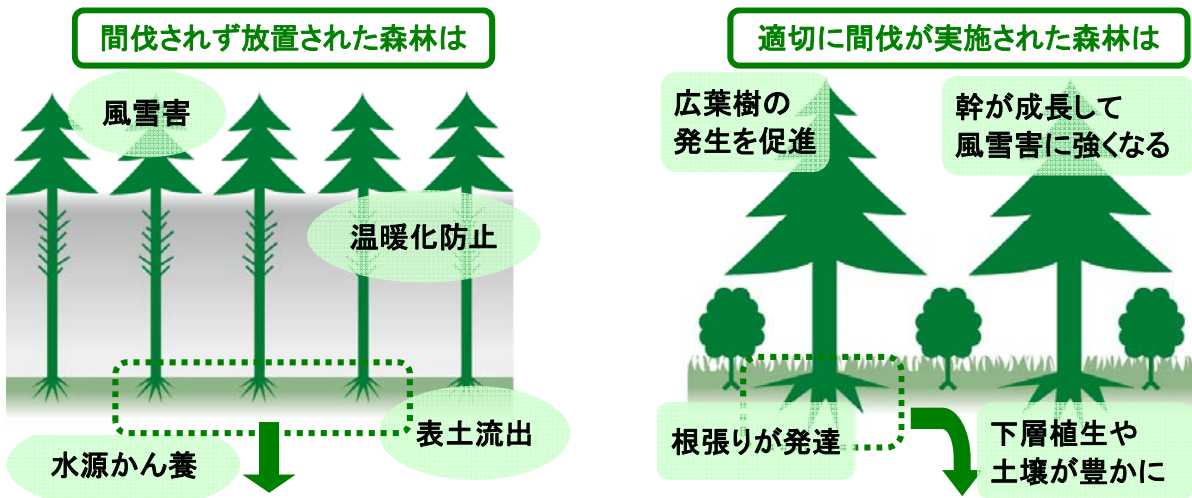
(3) 間伐の必要性

● 今、間伐のとき!!

県内民有林の約半分を占める人工林は、人の手を加えることによって、木材の生産ばかりでなく県土保全等の多面的な機能を維持・増進することができますが、逆に放置すれば、その機能が低下する恐れが生じます。

また、林齢(木の年齢)が60年生を超えると樹高成長が少なくなり、それまでに「間伐」を実施しておかないと、枝が枯れあがり光合成も十分にできないため、幹が太くならず根も十分に張ることができなくなります。

長い年月をかけて育成し、維持・管理されてきた森林を放置したために、風雪害を受けたり、表土が流出すれば、森林の回復にはまた長い年月が必要となり、その損失は計り知れないものがあります。



根が発達せず、崩れやすい森林に

間伐により、根の張りが促進され、災害に強い森林になります



間伐により、豊かな下層植生に

トピックス ②

間伐は、地球温暖化の防止にも貢献！

間伐をすると森林の二酸化炭素吸収量が増えます。

間伐1ヘクタールで
増える二酸化炭素の吸収量

＝ 自動車1.3台が年間に
排出する二酸化炭素の量

または 県民2人が年間に家庭から
排出する二酸化炭素の量

2 長野県森林づくり県民税の概要

(1) 長野県森林づくり県民税の導入について

● 平成20年4月から「長野県森林づくり県民税」を導入しました

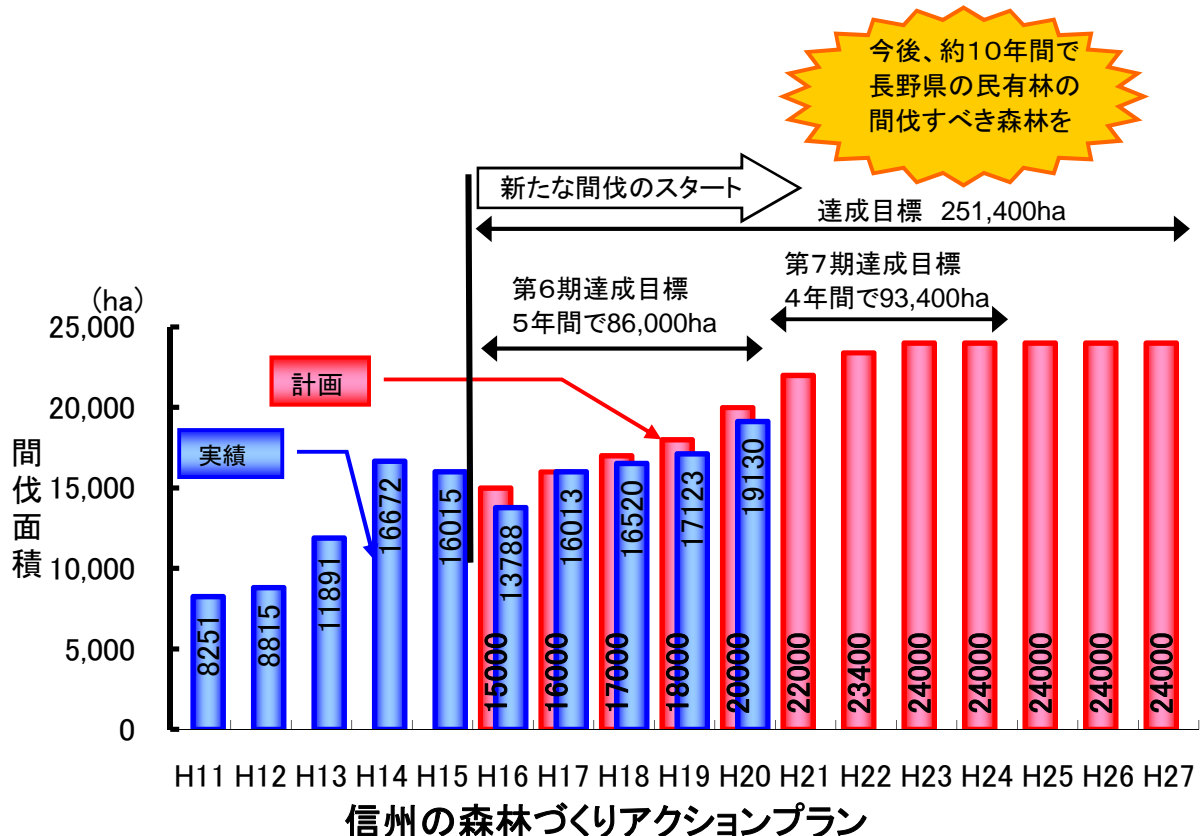
こうした森林の現状と課題に対応するため、平成16年度に制定した「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づいて、県民の皆様の理解と主体的な参加を得ながら、森林の多面的な機能を発揮させるための森林づくりを着実に実施していくことが必要となっています。

こうした状況の中で、県が平成19年5月に設置した「長野県森林づくりの費用負担を考える懇話会」では、森林づくりのための新たな取組とその費用負担のあり方について御検討いただき、県内各地で開催した県民集会などで寄せられた御意見を踏まえながら、同年11月に「県民の理解と協力による森林づくり」を理念とした提言をいただきました。

懇話会からの提言を踏まえ、長年にわたって人々が育ててきた森林を今こそ健全な姿にして、次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民全体で森林づくりを支えていくための新たな仕組みとして、平成20年4月より県民税均等割の超過課税方式による「長野県森林づくり県民税」を導入しました。

本県の豊かな森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、今、先送りできない間伐を着実に進める必要があります。

このため、「長野県森林づくり県民税」を活用した施策(使い道)については、信州の森林づくりアクションプランに基づき、間伐を中心とした森林づくりを重点的に実施することを基本としています。



(2) 長野県森林づくり県民税の仕組み

課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過(上乘せ)課税方式																		
納税義務者	<p>【個人】県内に住所、家屋敷または事務所等を有する個人 約110万人 【法人】県内に事務所等を有する法人 約5万5千法人</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 10px;"> <p>個人の納税義務者は、県民全員ではなく、県民税均等割を納めている方(県民の約半数)が対象であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当し非課税となる方や、税法上の控除対象配偶者・扶養親族になっている方で次のウに該当する方には課税されませ</p> <p>※ 県民税均等割が非課税となる個人 ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 イ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方</p> </div>																		
超過税額	<p>【個人】年額 500円 (現行の均等割額は1,000円です) 【法人】年額 現行の均等割額の5%相当額</p> <table border="1" data-bbox="443 1025 1361 1290"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>超過税額(5%)</th> <th>現行の均等割額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>1,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超 ~ 1億円以下</td> <td>2,500円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超 ~ 10億円以下</td> <td>6,500円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超 ~ 50億円以下</td> <td>27,000円</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>40,000円</td> <td>800,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	超過税額(5%)	現行の均等割額	1千万円以下	1,000円	20,000円	1千万円超 ~ 1億円以下	2,500円	50,000円	1億円超 ~ 10億円以下	6,500円	130,000円	10億円超 ~ 50億円以下	27,000円	540,000円	50億円超	40,000円	800,000円
資本金等の額	超過税額(5%)	現行の均等割額																	
1千万円以下	1,000円	20,000円																	
1千万円超 ~ 1億円以下	2,500円	50,000円																	
1億円超 ~ 10億円以下	6,500円	130,000円																	
10億円超 ~ 50億円以下	27,000円	540,000円																	
50億円超	40,000円	800,000円																	
税収規模	<table border="1" data-bbox="443 1346 946 1520"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間(平年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>約5億4千万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>約1億4千万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>約6億8千万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成18年度の納税義務者数等を</p>	区分	年間(平年度)	個人	約5億4千万円	法人	約1億4千万円	計	約6億8千万円										
区分	年間(平年度)																		
個人	約5億4千万円																		
法人	約1億4千万円																		
計	約6億8千万円																		
実施期間	<p>【個人】平成20年度分から平成24年度分まで 【法人】平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に開始する各事業年度分</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 10px;"> <p>平成20年4月1日から5年間とし、取組みの効果や社会経済状況、本件の財政状況等を見極めながら、5年後に制度の見直しを行います</p> </div>																		
管理方法等	<p>◇ 使い道を明確にするため、「長野県森林づくり県民税基金」を設置して税収を管理し、事業の内容等について公表するとともに、事業実施後の成果の検証等を行うため、県民の代表等による第三者機関を設置します。</p> <p>◇ 法人・個人を問わず、広く県内外から寄附を受け入れ、本県の森林づくり事業に活用します</p>																		